

対策の進め方をまとめたガイドライン等の整備を行うとともに、盛土規制法による規制が速やかに実効性を持って行われるよう、規制区域指定のための基礎調査や安全対策の実施について都道府県等を支援するなど、盛土等による災害の防止に向けた取組を進めている。令和8(2026)年3月末時点で、129の地方公共団体のうち、122で規制区域が指定されている。

(2) 山地災害等への対応

(治山事業の目的及び実施主体)

治山事業⁵⁷は、森林の有する公益的機能の確保が特に必要なものとして指定される保安林等において、山腹斜面の安定化や荒廃した溪流の復旧整備などを実施するものであり、森林の維持・造成を通じて森林の機能を維持・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を守ることに寄与するとともに、水源の涵養^{かん}や、生活環境の保全・形成を図る重要な国土保全施策の一つである(事例I-7)。

事例I-7 令和7(2025)年9月に発生した大雨における北海道の治山施設の効果

令和7(2025)年9月20日から21日にかけて、前線を伴った低気圧が発達しながら北海道を通過し、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、北海道太平洋側を中心に大雨となり、最大1時間降水量は北海道の厚真町^{あつまちょう}で88.5mm、白糠町^{しらぬかちょう}で49.0mmを記録するなど、7地点で観測史上1位の値を更新した。

このような中、白糠町新興地区^{しんこう}では、北海道が整備した治山ダム3基(平成15(2003)年度及び平成16(2004)年度施工)が溪床勾配を緩和したため、土砂や流木が溪床に堆積し下流への流出が抑制された結果、当地区における山地災害による被害が軽減された。

一方で未対策であった近隣の溪流では流出した土砂が下流の道路を塞ぐ被害が発生し、治山ダムの有無による被害の違いが確認された。



未対策溪流で下流に土砂が流出している様子



治山ダムによる土砂等の流出抑制効果

(令和7(2025)年9月)

⁵⁷ 森林法で規定される保安施設事業及び地すべり等防止法で規定される地すべり防止工事に関する事業。